

Ver 2.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	富山県産木質ペレット使用による J-VER プロジェクト 「ペレットストーブでCO2減らさんまいけ！」
プロジェクト 代表事業者名	(とやま地球温暖化対策地域協議会事務局) 株式会社サンコー 印

提出日 2012 年 2 月 14 日

受理日 2012 年 2 月 15 日

最終版提出日 2012 年 2 月 20 日

A：参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	株式会社サンコー (カブシキガイシャサンコー)		
住所	富山県富山市元町 2-5-1 (とやま地球温暖化対策地域協議会事務局)		
代表者氏名	金森 俊夫	担当者氏名	稲波 良孝
担当者所属	営業部	担当者役職	取締役営業部長
担当者 E-mail	inanami@sancoh-web.co.jp	担当者電話番号	076-424-3050
プロジェクトでの役割	プロジェクト全体の推進 (とやま地球温暖化対策地域協議会事務局) 参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	富山県内 一般家庭・事業所・公共施設		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割	ペレットストーブ使用による二酸化炭素排出量の削減		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	とやま地球温暖化対策地域協議会		
住所	富山市元町 2-5-1 (事務局：株式会社サンコー内)		
代表者氏名	中田眞一 (会長)	担当者氏名	稲波良孝
担当者所属	株式会社サンコー	担当者役職	事務局長
担当者 E-mail	info@taiyoko-hatuden.net	担当者電話番号	076-424-3050
プロジェクトでの役割	プロジェクト全体の推進・オフセットクレジット J-VER の普及啓発		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	丸新志鷹建設株式会社 木質ペレット工場		
住所	富山市中大浦 4 3		
代表者氏名	志鷹 新樹	担当者氏名	金谷 寿春
担当者所属	木質ペレット工場	担当者役職	工場長
担当者 E-mail	kanatani@shitaka.co.jp	担当者電話番号	076-483-1220
プロジェクトでの役割	富山県内産間伐材による、木質ペレットの生産 ペレット製造にかかる化石燃料使用量の把握 ペレット燃料販売店への出荷量の把握		

プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	婦負森林組合木材加工センター (フォレストハウス)		
住所	富山市八尾町城生 3 2		
代表者氏名	北山 虎雄	担当者氏名	北山 虎雄
担当者所属		担当者役職	代表理事組合長
担当者 E-mail		担当者電話番号	076-454-7123
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	もりもりハウス (富山県西部森林組合直営店)		
住所	砺波市頼成 1 7 5		
代表者氏名	桃野 忠義	担当者氏名	桃野 忠義
担当者所属		担当者役職	代表理事組合長
担当者 E-mail		担当者電話番号	0763-37-0008
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社三協住建		
住所	氷見市上田 1557		
代表者氏名	鎌仲 義則	担当者氏名	鎌仲 義則
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail		担当者電話番号	0766-74-3537
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	谷口板金		
住所	南砺市才川七 1743-2		
代表者氏名	谷口 和尋	担当者氏名	谷口 和尋
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail		担当者電話番号	0763-55-1864 0763-55-1735(FAX)
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		

プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社ミヤワキ建設		
住所	高岡市佐野 1400-1		
代表者氏名	宮脇 悦夫 (代表取締役)	担当者氏名	四津川 佳作
担当者所属	工務部	担当者役職	部長
担当者 E-mail	kensetsu@miyawakihome.com	担当者電話番号	0766-26-2581
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社ユニテ		
住所	富山市二口町 1-2-7		
代表者氏名	花井 千赴	担当者氏名	花井 千赴
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	yunite@yunite.co.jp	担当者電話番号	076-495-3225
プロジェクトでの役割	参加者へのペレット燃料の販売量モニタリング		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	とやま地球温暖化対策地域協議会		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>とやま地球温暖化対策地域協議会</u>		

<p>ダブルカウントの 防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

【③「自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置」】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.taiyoko-hatuden.net

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④「公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置」】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

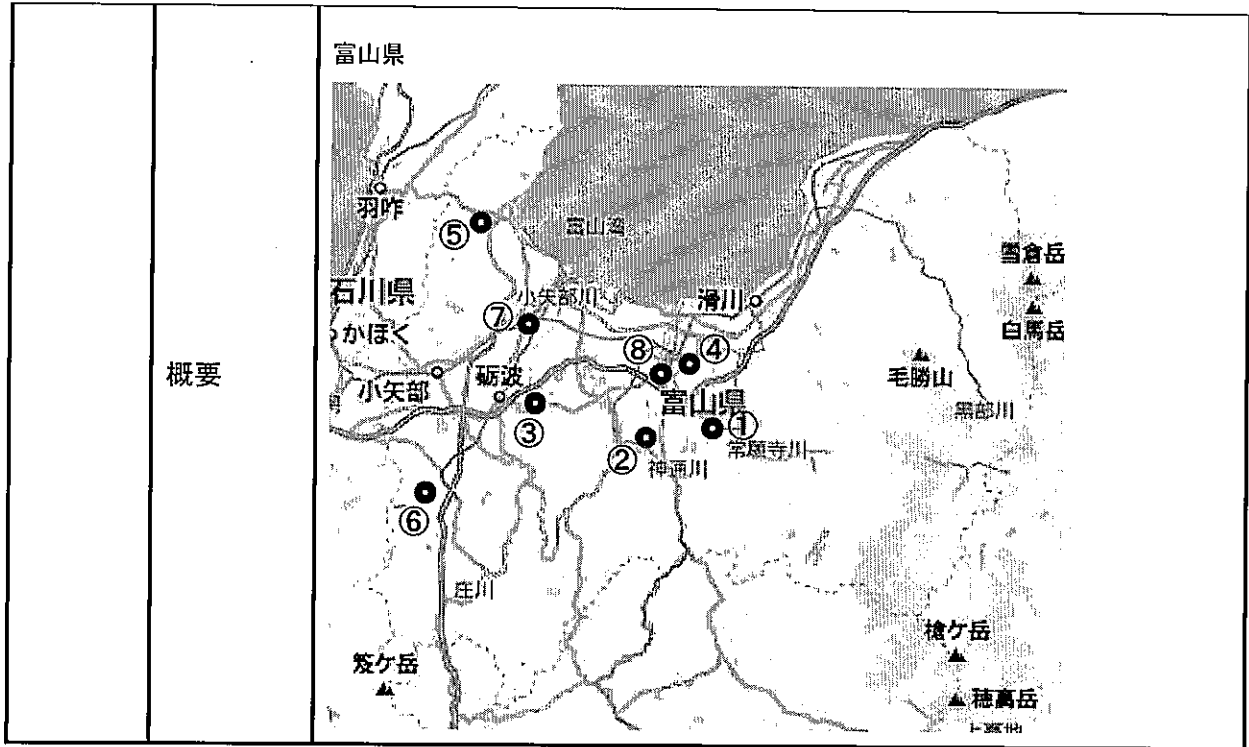
当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B：プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロ ジェクト 活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 富山県内の一般家庭、公共施設および事業所でのペレットストーブの利用を普及推進し、化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することで、二酸化炭素を削減する。</p> <p>【内容】 削減された二酸化炭素で創出されるクレジットを企業に販売し、木質ペレットストーブユーザーにペレット燃料で還元する仕組みを構築する。 また、エネルギーの地産地消、地球温暖化対策等にも取り組み、森林整備や林業の活性化等への関心を高めることにも資するものである。 (資料1-10「J-VER参加募集方法」参照)</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>一般家庭・公共施設・事業所では灯油・電気・ガス等の化石燃料を使用する暖房機器を利用しているのが一般的である。木質ペレットストーブは灯油ストーブと比較すると高価であり、手間も掛かることから導入が進まない状況であった。また、ペレット燃料の販売店は富山市にペレット工場が竣工するまでは、県内では西部森林組合の1店のみであった。さらにペレット燃料は長野県上伊那森林組合より購入していたので、安定供給に欠けていた。</p> <p>2010年4月に富山市に木質ペレット工場が竣工し、2010年冬期シーズンよりペレット燃料の出荷を開始した。2011年冬期シーズンより県内7箇所ではペレット燃料の販売を行ないペレット燃料の安定供給が可能になった。ペレットの原料は立山山麓森林組合と婦負森林組合でスギの間伐材である。当間伐材は、ペレットに使用される以前は未利用材であった。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 立山山麓森林組合と婦負森林組合で伐採されるスギの間伐材を原料として、丸新志鷹建設(株)木質ペレット工場で木質ペレット燃料に加工製造を行う。 2. とやま地球温暖化対策地域協議会が、富山県内の各行政機関や関連機関などにJ-VERプロジェクトの周知を行ない、また環境関連の展示会やセミナー等に出展、参加して一般県民にJ-VERプロジェクトの周知を図り、ペレットストーブの普及を推進する。 3. 各プロジェクト参加者は、富山県内の一般家庭、事業所、公共施設等にペレットストーブを設置時にペレットストーブユーザーにJ-VERプロジェクトの説明を行ない、プロジェクトに参加いただき「とやまペレット」を使用して二酸化炭素の削減を図る。 <p>プロジェクト参加者のペレット燃料販売店からペレットストーブユーザー毎に納品書等をとやま地球温暖化対策地域協議会に送信して、ユーザー毎のペレット燃料の購買量を集計し二酸化炭素削減量を算定する。(資料1-10「J-VER参加募集方法」資料5-1参加申込書：参照)</p>

B.2 採用 技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))			
	機器名	メーカー名	用途	タンク容量
	SS-1	さいかい産業	一般家庭用	約 12kg
	コンコード	シモタニ	一般家庭用	約 10kg
	オルコット	シモタニ	一般家庭用	約 10kg
	ペレチカ	金子農機	一般家庭用	約 15kg
	その他	その他	一般家庭用	—
B.3 プロ ジェクト 実施場所	実施事業 所名	① 丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場 ② 婦負森林組合木材加工センター (フォレストハウス) ③ もりもりハウス (富山県西部森林組合) ④ 株式会社サンコー ⑤ 株式会社三協住建 ⑥ 谷口板金 ⑦ 株式会社ミヤワキ建設 ⑧ 株式会社ユニテ ⑨ 富山県内の一般家庭、公共施設、事業所		
	住所	① 富山市中大浦 4 3 ② 富山市八尾町城生 3 2 ③ 砺波市頼成 1 7 5 ④ 富山市元町 2 - 5 - 1 ⑤ 氷見市上田 1 5 5 7 ⑥ 南砺市才川七 1 7 4 3 - 2 ⑦ 高岡市佐野 1 4 0 0 - 1 ⑧ 富山市二口町 1 - 2 - 7 ⑨ 富山県内		



B: プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2011年10月1日～2013年3月31日(1年6ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※2	2011年10月1日～2013年3月31日(2011:40台 2012:100台) ストーブ1台あたり1.17tCO ₂ /年の削減量で算定						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂				46.8	117.1	163
B.7 モニタリング報告の頻度	2年に1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / <u>受給しない</u>					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の使途						
	補助対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類						
備考	<p>① プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する ペレットの供給不足のリスク 丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場は年間1,500tの生産能力がある。 現在400～500tの生産であり、需要が供給を上回ることは想定しがたい。 ペレット原料供給元の立山山麓森林組合、婦負森林組合、富山市と原料供給の協定を締結しており、原料も安定的に確保が可能である。</p> <p>② 各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) ペレットストーブの使用をやめた使用者の把握不足のリスク ペレットストーブの使用をやめた際は、ストーブ使用者から「とやま地球温暖化対策地域協議会」に連絡を入れることとする。この旨は、制度実施前に行ったアンケートにて、全参加者に同意を得ることとする。尚、当プロジェクトはペレット燃料の使用量をカウントしてモニタリングを行うので、ユーザーの事情でペレットストーブを使用しない場合は、燃料の消費がないのでカウントされない。</p>						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。

C: 適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E. <u>003 ver.5.1</u>
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用による方法論
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	<p>ペレットストーブを導入したユーザーに J-VER プロジェクトを説明し、参加申込のアンケートを行ない、ペレットストーブを導入する前に利用していた暖房機器を把握する。また、適用方法論では、設備単体で最大熱出力 12,000kcal (13.953kW) を超え、且つ、事業用途での使用を目的とした加温機（集客施設的全館暖房や農業ハウス要加温機等）については方法論 E002 を適用すべきとしている。本プロジェクトで使用されるストーブは最大熱出力が 12,000kcal 未満の型式で、用途先には集客施設的全館暖房に該当するものはない。</p> <p>(資料 1-10 「J-VER 参加募集方法」 資料 5-1 参加申込書)</p>
	C.2.2 条件2	<p>プロジェクトで用いられる木質ペレット燃料は丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場で製造するペレットが対象であり、原料は立山山麓森林組合と婦負森林組合の未利用間伐材である。</p> <p>ペレット原料は、立山山麓森林組合と婦負森林組合で伐採されるスギの間伐材であり、未利用材である。</p> <p>双方とも、富山県内で発生した未利用バイオマスであることを書面で証明する。(資料 4-1: 4-2 未利用証明書)</p>
	C.2.3 条件3	<p>プロジェクトの対象となる一般家庭・事業所・公共施設に対し、J-VER への参加意思の確認および代替される化石燃料の種類についてアンケートを実施する。</p> <p>また、参加申込時には他のプロジェクトに参加していないかを確認しダブルカウントを防止する。</p> <p>(資料 1-10 「J-VER 参加募集方法」 資料 5-1 参加申込書)</p>
	C.2.4 条件4	

	C.2.5 条件5	
--	-----------	--

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ(BLS)	C.4.1 BLSの特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>ペレットストーブが使用されない場合、灯油ストーブ等の化石燃料を燃料とする暖房機器の使用が想定される。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p>										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>本プロジェクト使用されるペレットストーブでは、燃焼の為に常時電気による送風が必要となる。モニタリング計画書の算定式においてペレットが1kg/hで燃焼し、金子農機製ペレチカ(消費電力118W)の場合で計算すると、送風の年間排出量は、</p> $12 \text{ 時間/日} \times 30 \text{ 日} \times 3.5 \text{ ヶ月} \times 118 \text{ W} \times 0.35 \text{ kgCO}_2/\text{kWh}$ $= 52 \text{ kgCO}_2 = 0.052 \text{ tCO}_2$ <p>となり、年間削減排出量117tCO₂の0.1%より小さく、少量排出源とみなす事が出来る。</p> <p>また、ペレット工場において破砕機・ペレタイザー・乾燥機等(乾燥機の着火に灯油を使用するが、年間40リットルと少量で排出削減量の0.1%未満の排出量であり算定の対象外としている。</p>										

C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし。
C.6 備考		丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場の電力使用量には、ペレット製造施設 のみの使用量だけでなく、工場内事務所の電気(蛍光灯、パソコン、エアコン、ペレ ットストーブ等)も含まれている。事務員は常駐しておらず、事務所の使用時間は短 かく、当工場では木質ペレットのみを製造している。プロジェクト排出量計算で、EC 製、電(全)y は当該工場の購買伝票で把握されているので、これらの排出量(年間 消費電力量: 蛍光灯=192kWh: パソコン=48kWh: エアコン=160kWh: ペレット ストーブ=40kWh 工場事務所合計消費量440kWh=0.44MWh、工場全体消 費量50.4MWhの0.01%で少量排出源)が含まれている。

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場を建設する際に下記の関連法令等が該当した。			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法	<input type="checkbox"/>	■大気汚染防止法第6条1項により、ばい煙発生施設の届け出
	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	騒音規制法	<input type="checkbox"/>	■富山県公害防止条例第9条2項(第10条1項)の規定により、騒音に係わる特定施設の設置の届け出
	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	粉じん	<input type="checkbox"/>	■富山県公害防止条例第9条2項(第10条1項)の規定により、特定施設(騒音に係わる特定施設を除く)の設置の届け出
10	消防法	<input type="checkbox"/>	■指定可燃物(再生資源燃料、木材加工品、木材加工品および木くず)	

D.2 環境影響評価 及び環境測定	<p>* 丸新志鷹建設株式会社木質ペレット工場</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大気汚染防止法に基づき、ばい煙測定を年 2 回以上実施している。・ 焼却灰の成分分析を行っている。 特殊肥料として認可を受けているので、花壇や田畑に土壌改良材として利用可能である。
D.3 住民説明会の 実施状況	<p>丸新志鷹建設(株)木質ペレット製造工場の建設に際し、平成 21 年 9 月から平成 21 年 12 月にかけて、地域住民に対する説明会、近隣施設見学会を実施し、「環境保全に関する協定書」の締結を行う。 詳細は、資料（地区説明会・協定書）を参照。</p>